

後期高齢者医療制度 についてのお知らせ

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と、65歳以上で一定の障がいがあり、申請による加入をされた方の医療保険です。7月以降、新しい保険証(被保険者証)を簡易書留でお送りします。

【重要】令和4年度は、保険証を2回お送りします。 ※令和4年10月1日より、医療費の自己負担割合に「2割負担」が加わるための特例です。



限度額証及び減額認定証は、有効期間が1年です。※対象者の方には、①の保険証と一緒に送ります。
※有効期限の切れた証を処分する際は、新しい証とお取り間違いのないよう、証の色等をご確認ください。

令和4年度の保険料

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。

年間保険料 (100円未満切捨て) 年額66万円を上限とします。	=	所得割額 被保険者の所得 ※1 × 8.90%	+	均等割額 46,023円 ※2
--	---	-----------------------------------	---	---------------------------

※1 前年の所得 - 基礎控除額(43万円) 注: 合計所得金額が2,400万円を超える方は、基礎控除額が少なくなります。
※2 世帯の所得等により、軽減される場合があります。

令和4年5月末までに後期高齢者医療制度に加入された方には、7月中旬頃に、「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。1年間の保険料額や、納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

医療費の窓口負担割合の見直し(2割負担の施行)

令和4年10月1日から、後期高齢者医療制度に加入されている方で、一定以上の所得がある方の医療費の窓口負担割合が、2割に変更されます(3割に該当する方を除く)。

《一定以上の所得がある方》

後期高齢者医療制度に加入されている方	所得等の条件 ※全て前年の所得及び収入等
同じ世帯に1人のみ	加入者ご本人の課税所得が28万円以上で、かつ、年金収入とその他の合計所得金額の合計が200万円以上の方
同じ世帯に2人以上	課税所得が28万円以上の加入者がいて、かつ、加入者全員の年金収入とその他の合計所得金額の合計が320万円以上の方

2割負担となる方への配慮措置

- 令和4年10月1日から令和7年9月30日まで(3年間)は、**2割負担の施行による負担増額が1か月最大3,000円まで**に抑えられます(外来医療のみで、入院の医療費は対象外)。
- 配慮措置が適用される場合は、高額療養費として、登録されている高額療養費の口座に払い戻します。
- 2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、本年秋頃に、岐阜県後期高齢者医療広域連合から支給事前申請書を郵送します。申請書が届きましたら、記載例等の内容に沿って、口座の登録をお願いします。

問い合わせ先: 窓口税務課 ☎66-2405